

登別市男女共同参画基本計画（第2次）

のぼりべつ・はあもにい

プラン21



登別市



はじめに

豊かで活力あるまちづくりをすすめるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、対等なパートナーとして責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題です。

当市では、平成14年9月に「登別市男女共同参画基本計画（のぼりべつ・はあもにいプラン21）」を策定し、男女平等を土台に、心を合わせ、力を合わせ、助け合って男女が共同で参画し、男女共同参画社会の実現のために、政治や社会、経済などあらゆる分野への男女共同の参加促進をはじめ、教育・学習活動の推進、働く環境の整備、健康で安心して暮らせる環境の整備などを推進して参りました。

しかしながら、性別による偏りのない意識の醸成、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、依然として推進が難しい課題や、社会情勢の変化に伴い新たに注目されてきた分野もあります。

こうした課題等を解決するとともに、社会状況の変化に対応し、男女共同参画施策をより一層推進していくため、必要な施策や事業を盛り込み、第1次計画から継続すべき取り組みを引き続き位置づけ、登別市男女共同参画基本計画（第2次）を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現は、行政のみならず、市民、民間団体、企業等の皆様の積極的な参画と協力があってこそ達成されるものと考えておりますので、更なるご理解、ご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました登別市男女共同参画社会づくり推進会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成25年4月

登別市長 小笠原 春 一

目次

●第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の性格、位置づけ	2
4. 基本的な目標	3
5. 基本的な目標を達成するための基本的施策	3
6. 計画を推進するための行政、市民、団体、事業者等の役割	4
7. 計画の期間	4
8. 登別市男女共同参画基本計画（第2次）体系図	5

●第2章 男女共同参画社会の実現のために

目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の実現	6
基本的施策 ①意識変革のための普及啓発活動の推進	8
②男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進	11
③女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止	15
目標Ⅱ 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現	17
基本的施策 ①政策・方針決定の場への参画の促進	19
②地域活動における男女共同参画の促進	21
③家庭における男女共同参画の促進	23
④国際交流の推進	25
目標Ⅲ 雇用等の分野における男女平等の実現	27
基本的施策 ①男女が安心して働き続けることのできる社会の実現	29
②男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	32
目標Ⅳ 健康的な生活を生涯にわたって送られる社会の実現	34
基本的施策 ①全ての人が健康で安心して暮らせる環境の整備	36
②子育て支援体制の充実	39

●第3章 計画の推進体制

①市における推進体制の整備	42
②市民による推進体制の整備	43

●資料編

1. 登別市男女共同参画社会づくり推進会議委員	44
2. 日本国憲法(抜粋)	45
3. 男女共同参画社会基本法(抜粋)	47
4. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抜粋)	51
5. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法) (抜粋)	56
6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(抜粋)	62
7. 男女共同参画に関する国内外の主な動き	72
8. 相談窓口一覧	76

第1章 計画の策定にあたって



計画策定の趣旨

日本国憲法に個人の尊重と男女平等の理念がうたわれ、男女平等社会の実現に向けた取り組みが進められてきました。

平成11年6月に制定された男女共同参画社会基本法においては、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成「男女平等参画社会」の実現をめざし、さまざまな取り組みを推進してきました。

しかしながら、男女共同参画社会基本法制定から10年以上が経過した現在においても、男女共同参画社会づくりは必ずしも十分に進んでいるとはいえない状況です。社会制度や慣行において社会的、文化的につくり上げられたジェンダー^{（注1）}（性差）による差別が、いまだに私たちのまわりにあることも事実です。「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとらわれず、お互いの人権を認め尊重し、その個性と能力を発揮しながら自らの意思であらゆる分野に対等・平等な関係の社会を築いていくことが大切です。

登別市では、国連や国、北海道などの男女共同参画推進の動向を踏まえ、平成14年9月に、意識変革のための普及啓発活動の推進や、男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進などを盛り込んだ「登別市男女共同参画基本計画～のぼりべつ・はぁもにいプラン21～」を策定し、男女共同参画社会づくりに向けて、市と関係団体、市民との連携によるさまざまな取り組みを進める中で、男女共同参画の意識は着実に高まってきており、男女共同参画社会の実現に向けて一定の前進が図られてきました。

しかし、男女共同参画の現状はまだ道半ばであるとともに、少子高齢化の進展や人口の減少、家族や地域社会の変化、経済や雇用の長期低迷などの社会情勢の変化などに伴った新たな課題や、配偶者等からの暴力防止の取組の強化やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、依然として推進が難しい課題など、男女共同参画社会の実現のために推進しなければならない課題が多く残されています。

これらの課題の改善を図りながら、更なる男女共同参画社会の実現に向け、登別市男女共同参画基本計画（第2次）を策定しました。

（注1）ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

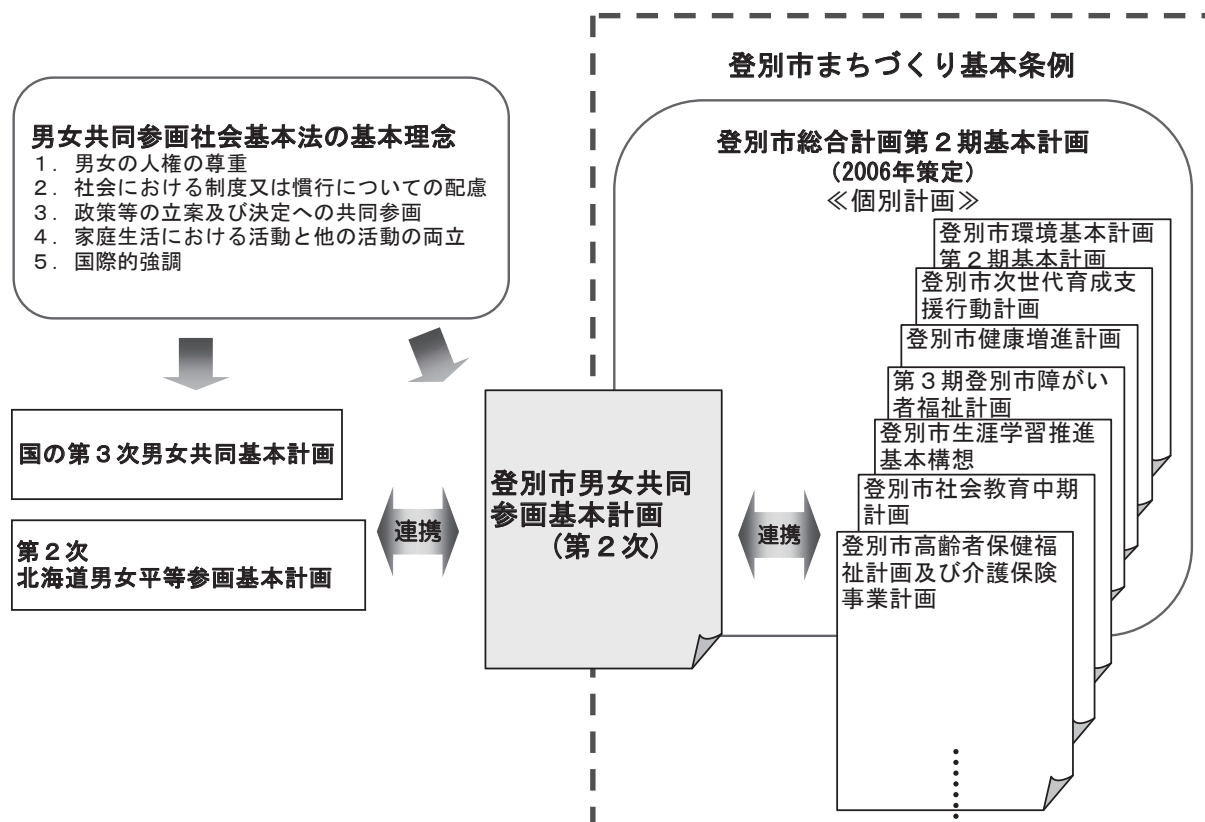
計画の目的

この計画は、憲法にうたわれている「個人の尊重」と「男女平等」の理念に基づいて、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、地域や家庭、学校、職場などのあらゆる分野において、男女の人権が尊重され、対等な関係で力を出し合い、それぞれが責任を果たして活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

計画の性格、位置づけ

この計画は、登別市総合計画第2期基本計画の個別計画の一つとして、他の計画と連携し、男女共同参画社会を実現するために実施する施策の基本的な方向性を示すものとして策定したものです。

また、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画及び、配偶者からの暴力の防止及び保護のための施策に関する基本的な指針に即し、第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画を勘案した、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に定める市町村基本計画として位置づけます。



基本的な目標

男女共同参画社会を実現するため、次の4つを基本目標とします。

- I 男女の人権が尊重される社会の実現
- II 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現
- III 雇用等の分野における男女平等の実現
- IV 健康的な生活を生涯にわたって送られる社会の実現

基本的な目標を達成するための基本的施策

基本的な目標を達成するため、次の項目を基本的な施策の方向とします。

- 1 意識変革のための普及啓発活動の推進
- 2 男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進
- 3 女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止
- 4 政策・方針決定の場への参画の促進
- 5 地域活動における男女共同参画の促進
- 6 家庭における男女共同参画の促進
- 7 国際交流の推進
- 8 男女が安心して働き続けることのできる社会の実現
- 9 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- 10 全ての人が健康で安心して暮らせる環境の整備
- 11 子育て支援体制の充実

計画を推進するための行政、市民、団体、事業者等の役割

行政の役割

市は、あらゆる施策を男女共同参画の視点で行うことを基本に、男女共同参画社会基本法が目的とする男女の平等やそれぞれの個性を尊重する男女共同参画社会の実現に努めます。

市民、団体、事業者等の役割

男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進していくのは市民です。

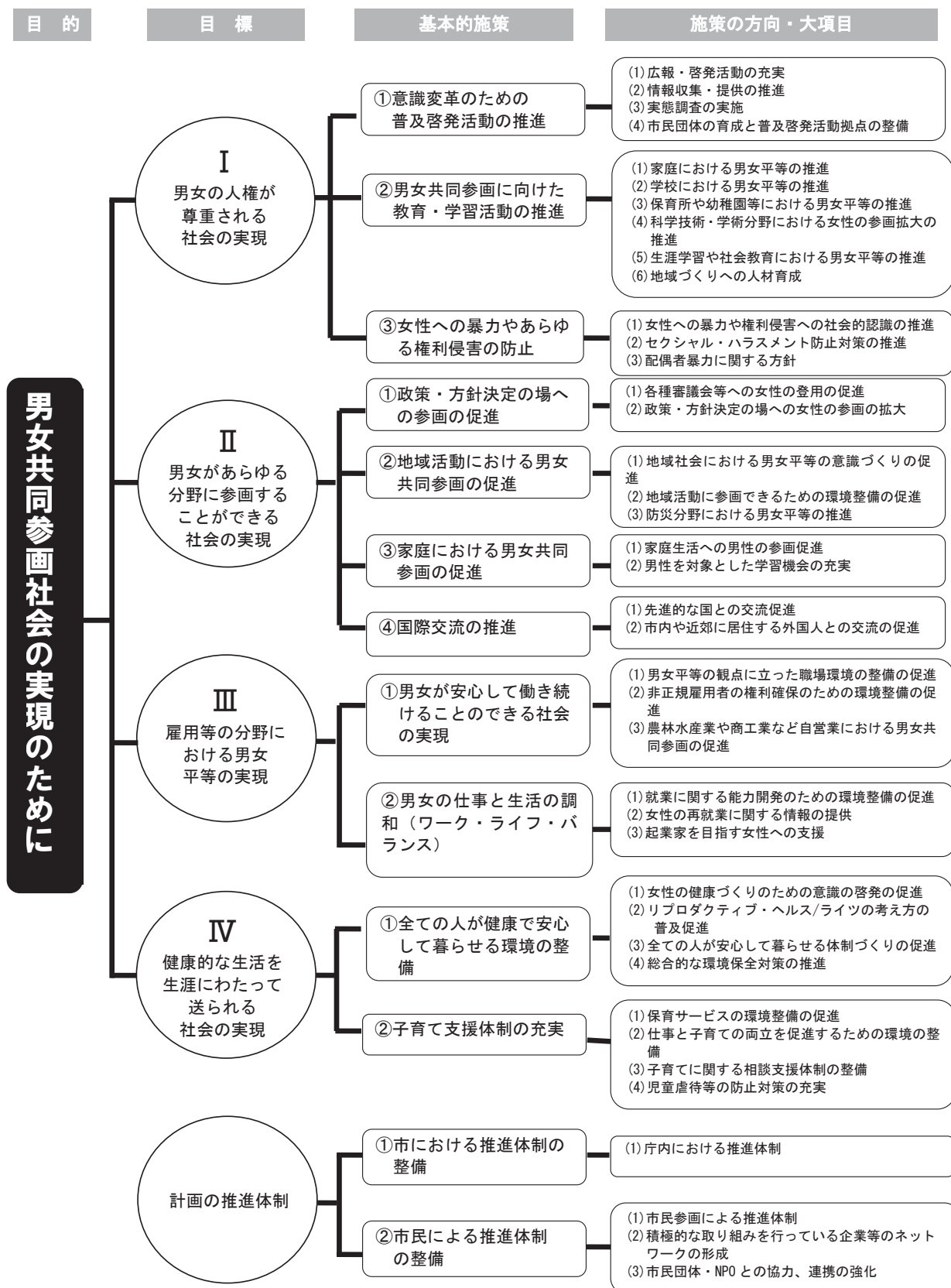
市民には、家庭や職場、地域等のあらゆる場でお互いの個性と人権を尊重し、パートナー精神を養いつつ、男女が共に責任を担う男女共同参画社会づくりを積極的に実践していくことが期待されます。

また、各種団体や事業者等においても、男女共同参画社会基本法の考え方を理解し、それぞれの立場で自主的な取り組みを展開していくことが必要です。

計画の期間

この計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。なお、社会情勢等の変化に応じ見直しを検討します。

登別市男女共同参画基本計画（2次） 体系図



第2章 男女共同参画社会の実現のために



目標Ⅰ

男女の人権が尊重される社会の実現

基本的施策

- ① 意識変革のための普及啓発活動の推進
 - (1) 広報・啓発活動の充実
 - (2) 情報収集・提供の推進
 - (3) 実態調査の実施
 - (4) 市民団体の育成と普及啓発活動拠点の整備
- ② 男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進
 - (1) 家庭における男女平等の推進
 - (2) 学校における男女平等の推進
 - (3) 保育所や幼稚園等における男女平等の推進
 - (4) 科学技術・学術分野における女性の参画拡大の推進
 - (5) 生涯学習や社会教育における男女平等の推進
 - (6) 地域づくりへの人材育成
- ③ 女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止
 - (1) 女性への暴力や権利侵害への社会的認識の推進
 - (2) セクシャル・ハラスメント防止対策の推進
 - (3) 配偶者暴力に関する方針

目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の実現

男女共同参画社会の実現のためには、個人として尊重され、性別による差別的取り扱いや性に起因する暴力が根絶され、男女が、社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として尊重されることが何よりも重要であります。

暴力は人権を著しく侵害するもので、決して許されるものではありません。特に配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）^{（注1）}や性犯罪、セクシャル・ハラスメント^{（注2）}、ストーカー行為など、多岐にわたる男女間の暴力は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、根絶しなければならない社会問題であります。

暴力を容認しないことは、平和な社会を築く基礎であり、男女が本質的平等のもとに、安心して暮らせる社会とするためには、社会的・文化的に形成された固定的な性別役割分担意識^{（注3）}にとらわれることなく、男女が個人としての能力を発揮する機会を確保し、それぞれが社会の一員として責任を担い合っていくことが必要であります。

（注1）配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「DV」とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことで、身体・精神・性的暴力が含まれます。

（注2）セクシャル・ハラスメント

相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じたりする行為のことをいいます。

（注3）固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中で作られた「女の役割、男の役割」を幼い頃から「女らしさ・男らしさ」として身につけられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識をいいます。

基本的施策

1

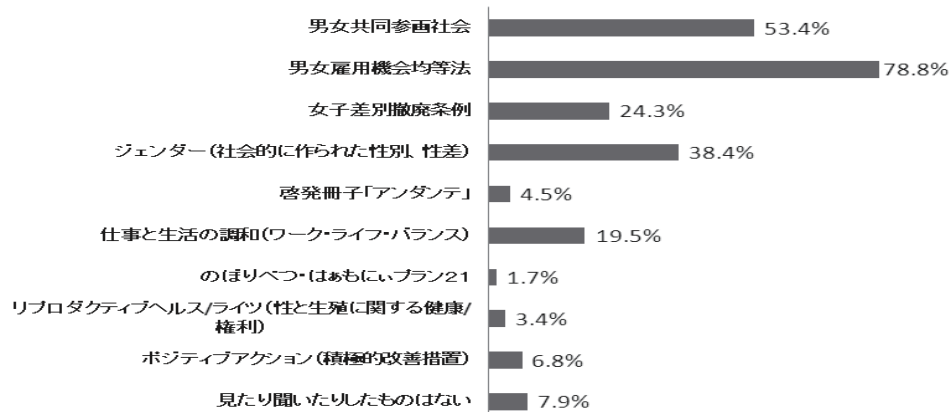
意識変革のための普及啓発活動の推進

長い時間をかけて培われてきた人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には、いまだ男女の固定的な性別役割分担意識が残っています。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだ根強く残っているため、男女共同参画社会を形成する上で大きな障害となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、男女平等意識の市民への浸透や男女共同参画に関する理解と認識を深めるとともに、意識を変革していくことが重要です。

そのためには、情報の収集・提供や啓発活動を積極的に推進していかなければなりません。

男女共同参画に関する言葉のうち見聞きしたことのあるもの



資料：登別市「男女共同参画に関する意識調査」(平成24年)

※ 複数回答のため、比率の合計は100%を超える。

【解説】

「男女雇用機会均等法」が78.8%と最も高く、次いで「男女共同参画社会」が53.4%、「ジェンダー」が38.4%となった。(複数回答)

同基本計画(第1次)策定時(平成10年)のアンケートと比較すると、上記ともに8～32%増加しており、啓発活動により認知度が高まったと考えられる。

しかし、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」については0.6%減少していることから、今後、さまざまな機会を通じて啓発していく必要がある。

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

—国の第3次男女共同基本計画より—

（１）広報・啓発活動の充実

男女共同参画を推進する意識を醸成するための啓発を行うとともに、男女共同参画基本法をはじめとする法体系の周知を図ります。

施策の方向

- ①男女共同参画社会基本法や北海道男女平等参画推進条例など関係法令への理解を深めるための取組を推進します。
- ②男女共同参画意識の高揚を図るため市民団体等と連携し、講演会、講座、学習会等の啓発活動や学習機会の充実に努めます。
- ③「男女共同参画週間」におけるパネル展示の充実に図ります。
- ④市ホームページ、啓発パンフレット、広報紙などを活用した啓発活動を推進します。

（２）情報収集・提供の推進

男女共同参画に関する理解を深めるために、その基礎となる情報や資料の収集・整備を行い、市民や各種団体等に対して情報提供に努めます。

施策の方向

- ①男女共同参画や女性に関する図書・ビデオ・資料などの収集と提供に努めます。
- ②広報紙やホームページを活用した情報提供の充実に努めます。
- ③男女共同参画に関する情報を提供するための情報誌を作成し、広く市民の目に留まるよう努めます。

（3）実態調査の実施

男女共同参画に関する各種調査を実施し、現状の把握に努めます。

施策の方向

- ①男女共同参画に関する市民意識調査に取り組みます。
- ②企業や各種団体における方針決定等の女性参画の現況調査に取り組みます。

（4）市民団体の育成と普及啓発活動拠点の整備

男女共同参画に関する取り組みの強化を図るために、市民団体の育成と普及啓発活動拠点の整備を行います。

施策の方向

- ①市民団体の育成に努めます。
- ②市民団体の活動拠点の環境整備を行います。

基本的施策

2

男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進

教育や学習は、人間形成の基礎を築く大切なものであり、自立意識の確立やお互いの生き方を尊重する心を育む上でも、重要な役割を果たしています。

家庭や地域においては、学校や地域社会での活動にも影響を与えるすべての教育の出発点であり、親世代の意識や生活態度、地域のしきたりなどは、子どもに大きな影響を与えます。「男らしく、女らしく」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性と能力を発揮できるような環境づくりが必要です。

また、学校においては、青少年の成長や自立した社会人となるために重要な影響を与えることから、人権の尊重や男女平等の視点に立った教育や学習を図ることが必要です。

社会においても、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画していけるよう、女性のエンパワーメント^(注1)や男性が男女共同参画について理解を深めることができるよう生涯学習の充実を図る必要があります。

(注1)エンパワーメント

「力をつけること」をいい、女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけ、力を持った存在になることを意味します。

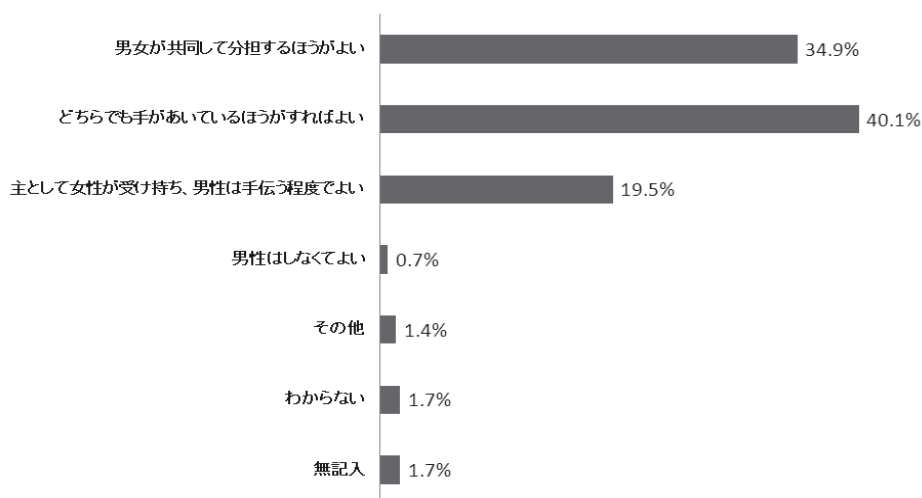
（１）家庭における男女平等の推進

次世代を担う子どもたちに、個人の尊重や男女平等の意識を醸成できる家庭教育が行われるよう、取り組みを推進します。

施策の方向

- ①男女平等の視点に立った家庭教育のための情報の収集と提供に努めます。
- ②家庭で利用できる男女共同参画に関する資料の作成に取り組みます。
- ③家庭における男女平等意識の形成のための、啓発活動と学習機会の提供に努めます。
- ④家事や育児、介護は、男女が共同で担っていくという意識を醸成する取り組みを推進します。
- ⑤家庭での教育力向上のために、家庭教育学級での学習会活動を支援します。

家庭での家事・育児・介護などの分担についてどのように考えますか



資料：登別市「男女共同参画に関する意識調査」（平成24年）

※ 複数回答のため、比率の合計は100%を超える。

【解説】

「どちらでも手があいているほうがすればよい」が40.1%、次いで「男女が共同して分担するほうがよい」が34.9%、「主として女性が受け持ち、男性は手伝う程度でよい」が19.5%、「男性はしなくてよい」が0.7%となっており、男女が共同で分担する意識が高まっていると考えられる。

（2）学校における男女平等の推進

学習指導要領にのっとり、児童・生徒の発達段階に応じて、人権の尊重や男女平等などの意識を育てる取り組みを行います。

施策の方向

- ①性別にとらわれない男女平等教育観に立った指導の拡充を図ります。
- ②教育に携わるすべての者が、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、意識の高揚を図ります。
- ③児童・生徒を対象とした男女共同参画に関する図書の購入や、教材の作成に取り組みます。
- ④男女平等の教育観に基づいて、家庭生活に必要な知識や技術を習得させるために、家庭科教育の充実に努めます。

（3）保育所や幼稚園等における男女平等の推進

幼少期は、環境や教育による影響を受けやすいことから、保育所や幼稚園においても人権の尊重や男女平等意識の形成に向けた取り組みを行います。

施策の方向

- ①保育所や幼稚園などの幼児教育において、性別による分け隔てのない保育や教育を推進します。
- ②教育に携わるすべての者が、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、意識の高揚を図ります。
- ③男女平等に関する情報の提供や学習の機会の提供に努めます。

（4）科学技術・学術分野における女性の参画拡大の推進

追加項目

女性研究者の社会参画を促進するため、女子学生・生徒の理工系分野の進路選択の支援が図られる取り組みを行います。

施策の方向

- ①女子学生・生徒の理工系分野への関心・理解の高揚を図ります。
- ②企業や研究機関などの研究者の身近なロールモデル^{（注1）}の情報提供に努めます。

（注1）ロールモデル

具体的な行動技術や行動事例を模倣・学習する対象となる人材。

（５）生涯学習や社会教育における男女平等の推進

自分の人生をより良いものに、また充実したものにしていくため、豊かな生活を送るために、生涯学習はとても重要となっています。

女性が生き生きとした豊かな生活を送られるようにするためにも、また、男性が家事や育児、介護などを女性とともに担えるようにするためにも、生涯学習や社会教育の場で、男女共同参画の視点に立った総合的な学習の機会の提供に努めます。

施策の方向

- ①生涯学習や社会教育の場の活用を図るため、インターネット等による情報の提供に努めます。
- ②女性のエンパワーメントが図られるよう、学習機会の充実に努めます。
- ③ときめき大学において、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供に努めます。
- ④生涯学習の拠点として、婦人研修の家や公民館、図書館などの充実、整備に努めます。
- ⑤地域の大学等と連携した多様な専門的学習の機会の確保に努めます。
- ⑥家事や育児、介護などの生活技術を習得できる機会の確保に努めます。
- ⑦スポーツ団体や文化団体との連携を図りながら、男女共同参画の視点に立った社会教育の充実に努めます。

（６）地域づくりへの人材育成

追加項目

「地域」は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場です。しかし、近年、地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加など、家族形態に変化が生じており、女性も男性も共に担い地域力を高めていく必要があります。

そのためには、行政だけではなく、地域の一人ひとりが加わって新しい公共を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築き、地域に根ざした活動が図られるよう人材育成に努めます。

施策の方向

- ①地域における男女共同参画に関する人材育成のため、学習のための情報収集と提供に努めます。
- ②地域において、男女が共同で担っていくという意識を醸成する取り組みを推進します。
- ③地域で活躍する女性について、広報紙やホームページなどを活用しながら、活動内容等についての周知に努めます。
- ④地域における女性リーダー等の人材育成を図るための支援に努めます。

基本的施策

3

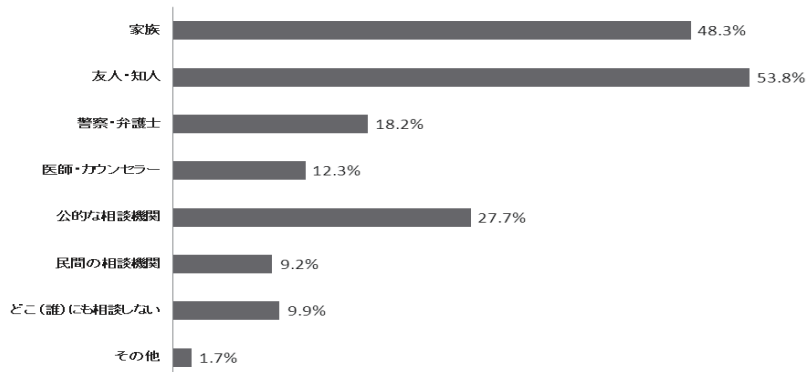
女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止

女性に対するあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を目指す上で極めて重要な課題であります。

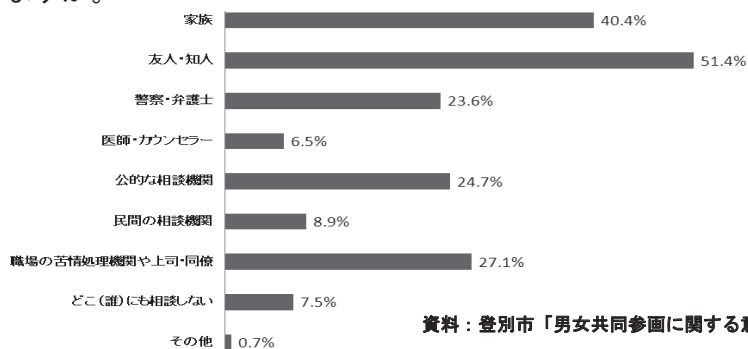
特に、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化しており、こうした問題を家庭や学校、職場、地域から根絶するため、暴力を容認しない社会風土を醸成するための取り組みや、被害の潜在化を防止するため、官民が連携して被害者への支援を図る必要があります。

女性に対する暴力を根絶するためには、重大な人権侵害であるとの意識を社会全体に浸透させ、社会的気運の醸成を図り、関係機関との連携を強化するなどの取り組みをより一層推進します。

もし、配偶者からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の被害にあったときは、どこ（誰）に相談しますか。



もし、セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）の被害にあったときは、どこ（誰）に相談しますか。



資料：登別市「男女共同参画に関する意識調査」（平成24年）

※ 複数回答のため、比率の合計は100%を超える。

【解説】

DV・セクハラ被害にあったときの相談先として、「友人・知人」と答えた人がいずれも50%以上、次いで「家族」が40%以上、「公的な相談機関」が25%程度となっている。

また、「誰にも相談しない」が10%未満であったことから、相談しやすい体制の整備を図ることが必要である。

（１）女性への暴力や権利侵害への社会的認識の推進

女性に対するあらゆる暴力や権利侵害は、重大な人権侵害であるとの意識を社会全体に認識させ、女性の人権が確保されるよう、関係機関との連携強化に努めます。

施策の方向

- ①女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成に向けての意識啓発に努めます。
- ②若年層における暴力の防止に向け、デートＤＶの予防啓発や教育・学習の充実を図ります。
- ③相談しやすい体制等の整備に努めます。
- ④女性に対する暴力被害者への支援の強化に努めます。

（２）セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

セクシャル・ハラスメントは、女性に対する人権侵害であるとともに、職場や社会における女性の活動を妨げる要因にもなっているため、これを防止するための取り組みを推進します。

施策の方向

- ①セクシャル・ハラスメントを防止するための啓発資料の作成に努めます。
- ②セクシャル・ハラスメントを防止するため、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進します。

（３）配偶者暴力に関する方針

追加項目

本項目は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）第２条の３第３項の規定に基づく、「登別市配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する基本計画」と位置づけ、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する基本的な施策の方向性を示します。

施策の方向

- ①配偶者等からの暴力を容認しない社会づくりのため、意識啓発や暴力発見についての通報を含めたＤＶ防止法の周知を図ります。
- ②配偶者等からの暴力による被害者に対する相談・支援体制の充実を図るとともに、関係機関や民間シェルターとの連携の強化を図ります。
- ③被害者が安心して支援を受けることができよう、職務関係者の研修等に努め、相談しやすい環境の整備に努めます。
- ④配偶者等からの暴力が、児童虐待につながるような場合は、関係機関と連携を図り適切な対応に努めます。

目標Ⅱ

男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現

基本的施策

- ① 政策・方針決定の場への参画の促進
 - (1) 各種審議会等への女性の登用の促進
 - (2) 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大
- ② 地域活動における男女共同参画の促進
 - (1) 地域社会における男女平等の意識づくりの促進
 - (2) 地域活動に参画できるための環境整備の促進
 - (3) 防災分野における男女平等の推進
- ③ 家庭における男女共同参画の促進
 - (1) 家庭生活への男性の参画促進
 - (2) 男性を対象とした学習機会の充実
- ④ 国際交流の推進
 - (1) 先進的な国との交流促進
 - (2) 市内や近郊に居住する外国人との交流の促進

目標Ⅱ 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現

男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いに個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画して対等なパートナーとして責任を分かち合うとともに、意見や考え方を反映していくことがとても大切であります。

しかしながら、行政や企業、各種団体において、政策・方針決定過程への女性の参画は依然として低いのが現状であります。これは、男性は団体の長、女性は補助的役職に就くという慣行や制度であったり、また、女性に対する役員や管理職等に必要な知識や経験を積む機会が少なかったりなども要因ではないかと考えられます。

当市では、審議会等の委員に占める女性の割合を平成19年度末までに35%以上、平成24年度末までにいずれかの性が40%を下回らないよう取り組みをすすめてきましたが、まだまだ目標に達していない状況であるため、平成25年度以降も継続して40%を下回らないよう、更なる取り組みを図る必要があります。

そのためには、企業等の職場において、役職等への女性の登用の促進に努めるとともに、女性の参画拡大を図るため、女性自らも意欲を持ってエンパワーメントに努められるよう、学習環境の充実を図る必要があります。

基本的施策

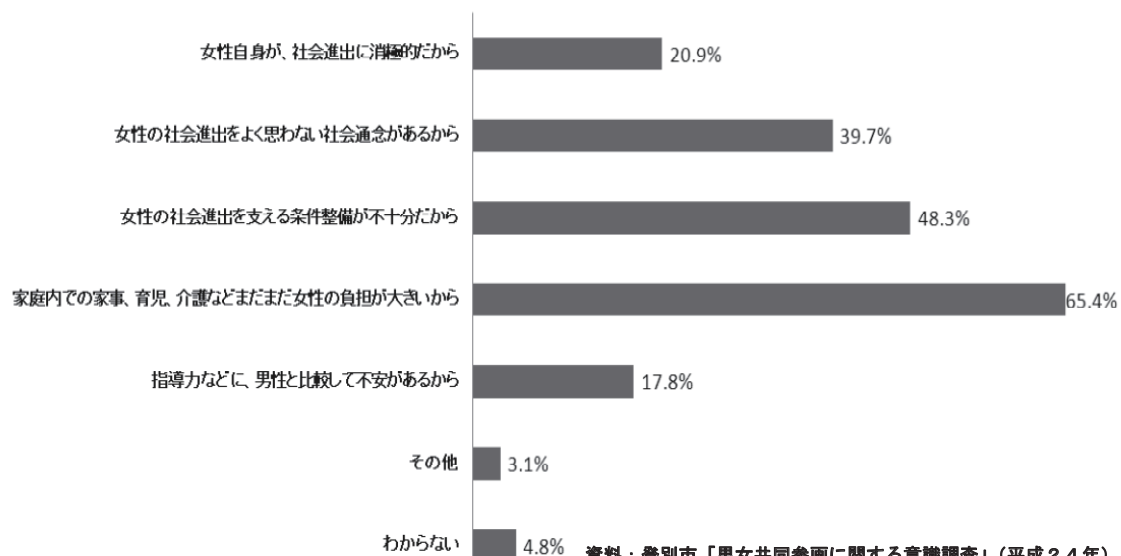
1

政策・方針決定の場への参画の促進

政策・方針決定の場への女性の参画は、これまで十分とは言えない状況にあり、当市においても、審議会等の委員に占める女性の割合は、平成24年4月1日現在で28%に止まっている状況であり、また、管理職に占める女性の割合は3.5%と同計画（第1次）策定時から2.5%増加したものの、まだまだ低い状況にあります。

多くの女性が、個性と能力を発揮し、政治、経済、社会などのあらゆる分野において、政策・方針決定の場に参画していくための積極的な取り組みを推進していくことが必要であります。

政治や職場の管理職など社会の主導的立場に就く女性は、まだ少ない状況ですが、それはどのような理由からだと考えますか。



【解説】

「家庭内での家事、育児、介護などまだまだ女性の負担が大きいから」が65.4%、次いで「女性の社会進出を支える条件整備が不十分だから」が48.3%となっており、まだまだ女性への家庭内の負担が大きく、社会進出を支える環境整備が不足していると考えられる。

（１）各種審議会等への女性の登用の促進

行政における政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、審議会等の委員への女性の登用を促進します。

施策の方向

- ①審議会等の委員に占める女性の割合を、平成29年度末までに35%にし、平成34年度末までにいずれかの性が40%を下回らないように努めます。
- ②審議会等委員への女性の登用を促進するための人材の育成に努めます。

（２）政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

企業や各種団体の方針決定等に女性の参画を促し、さらに機会の拡大に向けて、女性自らもエンパワーメントに努めるよう周知を図ります。

施策の方向

- ①企業や各種団体の方針決定等に、女性の参画の啓発に努めます。
- ②市における女性職員の採用の拡大に努めるとともに、管理職への登用を図るために人材育成に努めます。
- ③女性自身が力をつけるため、積極的に研修への派遣や受講機会の拡充に努めます。

基本的施策

2

地域活動における男女共同参画の促進

明るく豊かな地域づくりやまちづくりを進めるために、また、個人が地域の中で充実した生活を送るためにも、男女が共に地域活動に参画していくことが重要です。

地域活動^{（注1）}においては、女性が果たす役割は多い反面、主要な役職に就く割合が低い状況にあります。

地域活動は、地域づくりに重要な役割を果たすとともに、活動に参加する個人にとっても、より充実した生活を実現することにつながります。

こうした地域活動に男女が共に参画し、豊かな地域社会づくりを推進するためにも、職業生活と家庭生活、地域生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換を進めていくことが望まれます。

町内会やまちづくりなどの活動においては男性の割合が高く、また、PTAや福祉活動では女性の割合が高いなど、活動の仕方に偏りがあります。

女性としての視点や経験、知識が活かされ、地域おこしやまちづくり、観光、環境、防災などの分野への女性の参画ができる仕組みづくりを図る必要があります。

（注1）地域活動

地域に密着した公益的な活動。町内会やボランティア、コミュニティ活動のほか、NPO活動などの市民活動。

（１）地域社会における男女平等の意識づくりの促進

地域活動に対する男女の積極的な参画を促進するための意識づくりに努めます。

施策の方向

- ①地域活動団体やボランティア団体に関する情報を、いつでも、誰でも利活用できるよう、これらの情報の収集と提供に努めます。
- ②インターネットや、講演会の開催など、さまざまな手段や機会を活用した普及啓発活動を推進します。
- ③地域活動指導者や女性リーダーの養成を図るため、研修等の機会の提供に努めます。

（２）地域活動に参画できるための環境整備の促進

地域活動を活発化させるために、多くの人が参画できる環境の整備を促進します。

施策の方向

- ①個人や団体に取り組む地域活動の活発な参画を図るために支援します。
- ②預かり保育の充実などにより地域活動に参加できる体制の整備を図ります。
- ③活動団体に関する情報の収集・提供と人材の交流を促進します。
- ④積極的な地域活動が行えるよう、企業等への情報提供を行います。

（３）防災分野における男女平等の推進

追加項目

防災や災害時の復興において男女のニーズを考慮し、女性の視点を活かした防災活動等を促進するとともに、地域で活動する消防団においての女性の参画を促進し、地域住民に対する防火指導や啓発活動に努めます。

施策の方向

- ①地域防災における防災・災害活動等への男女共同参画の促進を図ります。
- ②地域住民等に対し、防災に関する情報の収集、提供に努めます。
- ③地域住民等に対し、防災に関する学習の機会の提供に努めます。
- ④地域防災における女性リーダーの養成を図るため、研修等の機会の提供に努めます。
- ⑤災害時におけるボランティア活動を行う団体への支援に努めます。
- ⑥災害時における女性の安全が保たれるよう努めます。

基本的施策

3

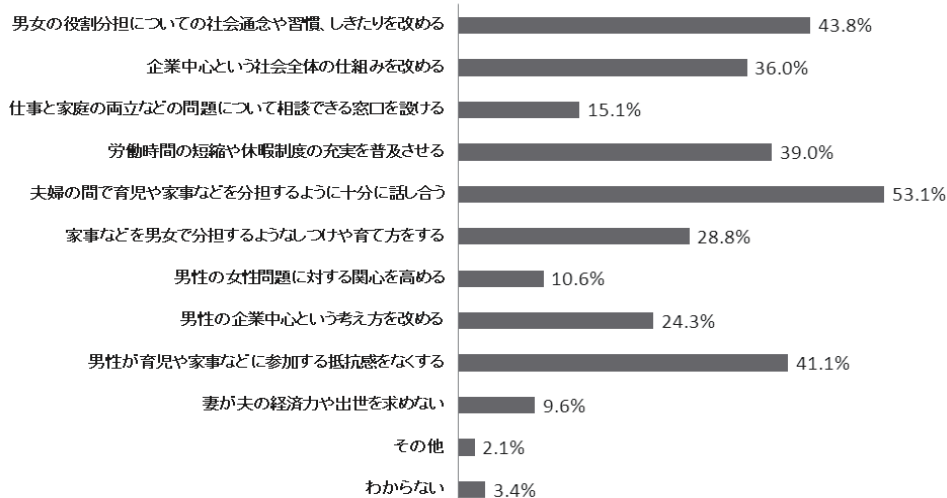
家庭における男女共同参画の促進

家庭における家事や育児、介護などは、これまでその大半を女性が担ってきておりましたが、共働き世帯や高齢者世帯の増加など、家庭を取り巻く環境が変化しており、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識による生活が難しくなっています。

本来、家事や育児、介護などは、男女がともに担う責任があり、男性が参画することによって負担が女性に片寄らず、男性の生き方も広げることにつながります。

家族がお互いに尊重しあい、助け合うことにより、ゆとりある豊かな家庭生活を送ることが大切です。

あなたは、男性が家事や子育て、教育、介護などに積極的に参加するために、どのようなことが必要だと考えますか。



資料：登別市「男女共同参画に関する意識調査」（平成24年）

※ 複数回答のため、比率の合計は100%を超える。

【解説】

「夫婦の間で育児や家事などを分担するように十分話し合う」が53.1%、次いで、「男女の役割分担についての社会通念や習慣、しきたりを改める」が43.8%、次いで、「男性が育児や家事などに参加する抵抗感をなくする」が41.1%というように、家族で助け合うことはもちろん、社会全体の意識改革が必要である。

（１）家庭生活への男性の参画促進

家庭内における男女の固定的な性別役割分担意識の解消や、家事、育児、介護などの参画促進に努めます。

施策の方向

- ①家事や育児、介護などを男女がともに担う意識づくりのための啓発活動を推進します。
- ②男性が、家事や育児、介護などを担えるための学習会や講演会等の場の提供に努めます。
- ③男女が共に職業生活と家庭生活を両立するために、法定労働時間を遵守し長時間労働の抑制などの啓発に努めます。
- ④育児・介護休業制度を男女ともが積極的に利用できる意識づくりに向けて普及促進を図ります。

（２）男性を対象とした学習機会の充実

追加項目

長い時間をかけて形作られてきた、男性自身の男性に関する固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、男性に対する意識啓発や学習の機会を充実し、男性の参画を推進します。

施策の方向

- ①男性にとっての男女共同参画に関する情報を収集・提供して、意識啓発を推進します。
- ②固定的性別役割分担意識の解消に向けた学習の機会の提供に努めます。

基本的施策

4

国際交流の推進

国際化が進む中で、多様な文化を擁する世界各国の取り組みについて理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚豊かな人材の育成や、外国人との交流を積極的に図ることが大切です。

（１）先進的な国との交流促進

当市は、国際社会の一員として、これまで男女共同参画の先進国であるデンマークとの交流を深めてきており、また、国際レクリエーション都市を目指していることから、さまざまな国との交流も進めながら男女共同参画の促進に努めます。

施策の方向

- ①男女共同参画に関する諸外国の状況や、国際的な動きについて情報の収集や提供に努めます。
- ②国際的な視点での学習機会を確保し、人材の育成に努めます。
- ③海外からの研修員の受け入れを積極的に行います。

（２）市内や近郊に居住する外国人との交流の促進

さまざまな機会を通じて、市内や近郊に居住する外国人と男女共同参画に関して、意見や情報の交換を行うため、積極的な交流を促進する必要があります。

施策の方向

- ①市内の国際交流関係団体などが行う講座などにおいて、男女共同参画に関する意見や情報交換を行います。

目標Ⅲ

雇用等の分野における男女平等の実現

基本的施策

- ① 男女が安心して働き続けることのできる社会の実現
 - (1) 男女平等の観点に立った職場環境の整備の促進
 - (2) 非正規雇用者の権利確保のための環境整備の促進
 - (3) 農林水産業や商工業など自営業における男女共同参画の促進
- ② 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
 - (1) 就業に関する能力開発のための環境整備の促進
 - (2) 女性の再就業に関する情報の提供
 - (3) 起業家を目指す女性への支援

目標Ⅲ 雇用等の分野における男女平等の実現

就業することは生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現にもつながります。働きたい人が性別に関係なくその能力を十分に発揮することができる社会づくりは、人材の多様化につながるとともに、経済社会の活力の源という点からも極めて重要な意義をもつものであります。

男女雇用機会均等法等の法制度が整備され、以前に比べ女性の社会進出が進んできており、M字カーブ^{（注1）}の世代が再就職する傾向にあり、少子化に伴う本格的な人口減少が見込まれる中、女性労働力の活用はより一層重要となっています。

しかし、女性の就業を取り巻く現状は、継続就業を希望しながらも、仕事と育児の両立の難しさ等から、出産・育児等により離職する女性が依然として多いことや、就労の場においては、雇用条件、賃金、役職などの格差がある状況にあります。

このため、男女雇用機会均等法の履行確保とともに、企業におけるポジティブ・アクション^{（注2）}の取組や仕事と家庭の両立支援対策を推進すること等により、女性が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮しながら働き続けることのできる環境を整備することが必要であります。

（注1）M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

（注2）ポジティブ・アクション

積極的改善措置。男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

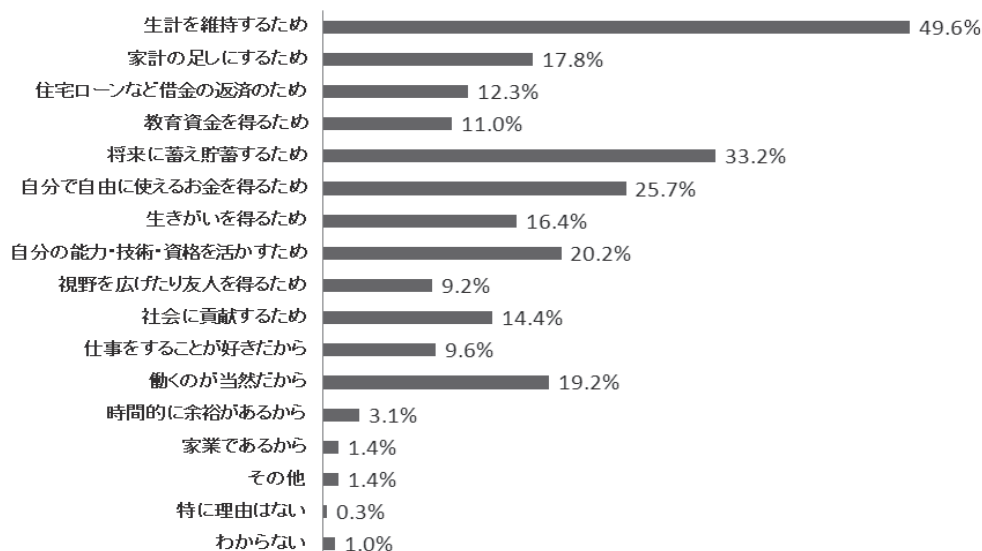
基本的施策

1

男女が安心して働き続けることのできる社会の実現

男性も女性もともに安心して働き続けるには、男女雇用機会均等法の基本理念である雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保を実現させるため、法や制度の理解を図ることが必要であります。

「職業を持っている」（パート・アルバイト含む）方にお聞きします。あなたが現在働いているのはどのような理由からですか。



資料：登別市「男女共同参画に関する意識調査」（平成24年）

※ 複数回答のため、比率の合計は100%を超える。

【解説】

仕事をされている方の理由としては、「生計を維持するため」と答えた人が一番多く、次いで「将来に備え貯蓄する」となっており、雇用・経済情勢の厳しさが家庭に与える影響の大きさが反映されたものと推測される一方で、「自分で自由に使えるお金を得る」「自分の能力・技術・資格を活かす」という回答が20%を超えるなど、「自分のため」と考える意見が2割程度あり、単に家計のためだけではないという考え方が伺われる。

（1）男女平等の観点に立った職場環境の整備の促進

雇用の場における男女平等を確立するためには、憲法をはじめ、男女雇用機会均等法等の法制度の啓発活動を推進するとともに、女性の就業を支えるための職業生活と家庭生活の両立が図られるための取り組みや、働く権利を侵害するセクシャル・ハラスメントを防止するための啓発活動を推進します。

施策の方向

- ①雇用の場における男女平等を確立するため、企業や団体に対する情報の提供を推進します。
- ②職場における男女平等意識を確立するため、固定的性別役割分担意識の解消を図る取り組みを推進します。
- ③募集や採用、配置、昇進などについての男女平等を確立するため、男女雇用機会均等法の周知を図る取り組みを推進します。
- ④育児・介護休業制度^(注1)を男女いずれもが積極的に利用できる意識づくりに向けて普及促進を図ります。
- ⑤男女ともに職業生活と家庭生活を両立するために、法定労働時間の遵守や完全週休2日制の適用拡大の啓発に取り組めます。
- ⑥職場におけるセクシャル・ハラスメントを防止するための啓発活動を推進します。

（注1）育児・介護休業制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」に基づく制度で、労働者が育児や家族の介護のために、一定期間休業できる制度。

平成7年に「育児休業法」から大幅に改正され、平成11年4月から育児介護休業制度等が事業主の義務となった。

（2）非正規雇用者の権利確保のための環境整備の促進

パートタイム労働者などの非正規雇用^(注1)は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義がある一方、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高くなっており、正規雇用と非正規雇用のさまざまな格差は、男女間の格差の一因となっているという問題もあるため、非正規雇用の雇用環境の整備を推進します。

施策の方向

- ①パートタイム労働者の適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生
の充実などを図るため、パートタイム労働法や労働基準法などの関係法令
の普及啓発を推進します。
- ②企業等に対し、パートタイム労働法などの関係法令への理解と遵守のため
の啓発活動を推進します。

（3）農林水産業や商工業など自営業における男女共同参画の促進

農林水産業や商工業などの自営業に従事する女性の不規則な就労形態の解消
や経営の方針決定過程に参画する取り組みを進めることが大切です。

施策の方向

- ①定期的休業の確保など、就業環境改善のための普及啓発に努めます。
- ②農林水産業や商工業などの自営業者を対象に、男女で担う家庭責任につい
ての啓発に努めます。
- ③自営業の経営に女性の参画を進めるよう関係者に理解を求めるとともに、
農業においては、女性の役割を明確にする家族経営協定^(注2)の普及に努め
ます。

（注1）非正規雇用

パートタイム労働者や派遣労働者、有期契約労働者のいずれか1つ以上に該当する
ような正規社員以外の雇用。

（注2）家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる
魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境
などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

基本的施策

2

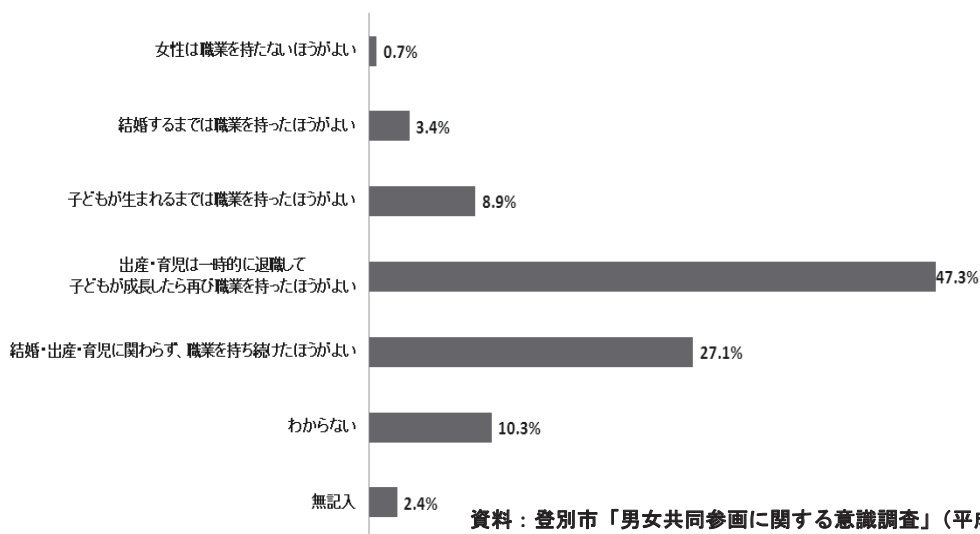
男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

これまで、家事や育児、介護は、そのほとんどを女性が担ってきていました。

男性が、育児や介護などに参画することは、女性に偏っている負担を分かち合い、家庭における責任を果たすだけではなく、親子関係が深められるほか、男性の生き方を広げることにもつながります。

そのためには、固定的役割分担についての意識を変え、仕事と家庭生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換を図るとともに、女性自身が再び就業しようとする時に必要となる教育や訓練、研修などにより、その能力の開発・向上を図ることが大切です。

女性が職業を持つことについて、あなたはどのように考えますか。



資料：登別市「男女共同参画に関する意識調査」（平成24年）

※ 複数回答のため、比率の合計は100%を超える。

【解説】

「出産・育児は一時的に退職して、子どもが成長したら再び職業を持ったほうがよい」と答えた人が47.3%と一番多く、次いで「結婚・出産・育児に関わらず、職業を持ち続けたほうがよい」が27.1%となっており、子育てが優先という見方が読み取れる一方で、平成10年の意識調査時ではそれぞれ55.9%と13.8%であったことから、女性が職業を持つ続けることへの意識は強くなっているように伺われる。

（１）就業に関する能力開発のための環境整備の促進

女性が就業する際には、企業等がこれまでの固定的な役割分担意識を解消し、採用する職域の拡大に努めるとともに、女性自らが職域の拡大にかかわる能力開発等を図ることのできる環境整備の促進に努めます。

施策の方向

- ①女性の就業拡大に向け、職業意識の向上や能力開発のための知識や技能を修得するための講習会等の充実に努めます。
- ②関係機関などが実施する職業能力の開発・向上のための講座やセミナーなどに関する情報の提供に努めます。

（２）女性の再就業に関する情報の提供

出産や育児、介護などにより一度退職した女性の再就業などを促進するために、能力開発や職業訓練の場の提供に努めます。

施策の方向

- ①出産や育児、介護により退職した女性の再就業などを支援するため、公共職業安定所（ハローワーク）やその他職業紹介事業者等の関係機関と連携を図りながら、必要な情報の提供に努めます。

（３）起業家を目指す女性への支援

女性の社会進出の進展に伴い起業家を目指す女性が増加しています。
女性による起業は、女性の社会的、経済的基盤の強化につながることから、情報の提供などの支援に努めます。

施策の方向

- ①中小企業への融資制度や助成制度などの周知を図ります。
- ②起業に関する講座やセミナーなどの情報の提供に努めます。

目標Ⅳ

健康的な生活を生涯にわたって送られる社会の実現

基本的施策

- ① 全ての人が健康で安心して暮らせる環境の整備
 - (1) 女性の健康づくりのための意識の啓発の促進
 - (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及促進
 - (3) 全ての人が安心して暮らせる体制づくりの促進
 - (4) 総合的な環境保全対策の推進
- ② 子育て支援体制の充実
 - (1) 保育サービスの環境整備の促進
 - (2) 仕事と子育ての両立を促進するための環境の整備
 - (3) 子育てに関する相談支援体制の整備
 - (4) 児童虐待等の防止対策の充実

目標Ⅳ 健康的な生活を生涯にわたって送られる社会の実現

人は全て、その生涯を健康的に送る権利があります。

特に女性は、妊娠や出産など、生命を次の世代に引き継ぐための母性機能という大切な役割を担っていることから、生涯のさまざまな時期に女性特有の健康問題を抱えることになり、女性にとって健康を維持することは重要な課題です。

このため、社会全体で母性の尊重と保護を図るとともに、女性自らが、主体的に健康を管理していくことが求められています。

また、女性の社会進出の進展や価値観の多様化などにより、さまざまなライフスタイルが生み出されている中で、健康的な生活を生涯にわたって送るには、個性を重んじるライフスタイルの確立が必要であり、そのためにも、多様なニーズに応じた子育て支援や介護体制の整備が求められています。

基本的施策

1

全ての人が健康で安心して暮らせる環境の整備

女性も男性も、一人ひとりがそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、お互いへの思いやりを持って生きることが、男女共同参画を推進するうえの前提となります。中でも、女性は、妊娠や出産の可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面しています。

働きながら妊娠や出産を迎える女性が増えており、母性保護のための幅広い取り組みや良好な大気、水質環境等の保全確保が求められています。

また、女性の健康づくりには、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の観点が不可欠であり、生涯を通じた健康を支援する取り組みが必要です。

さらに、急速な高齢化の進展に伴い、介護を要する高齢者が増加傾向にあることから、介護負担が女性だけに集中することなく、社会全体で支えあうとともに、高齢期においても自立して活躍を続けるため、高齢期に向けた早期の健康支援も今後ますます必要になってきます。

母性保護のための『女性労働基準規則（女性則）の一部を改正する省令』 について

母性保護のため、妊娠や出産、授乳機能に影響のある有害な化学物質を扱う作業場などで、妊娠の有無や年齢などにかかわらず全ての女性労働者の就業を禁止すると改正。

（１）女性の健康づくりのための意識の啓発の促進

女性が生涯にわたって健康的に過ごすためには、自分の健康は自分で守るという意識を高めるとともに、男性とは異なる健康上の問題の重要性について、広く社会全体で認識する必要があります。また、女性特有の病気や症状への対応には、プライバシーに配慮した保健・医療サービスが求められます。

このため、健康づくりのための意識の啓発や正しい知識の普及啓発に努めます。

施策の方向

- ①女性のための検診内容や保健予防活動の充実を図ります。
- ②妊婦や乳幼児に対する訪問、相談、検診内容の充実を図ります。
- ③すこやかマタニティ教室での父親の育児参加を促進します。
- ④若い世代に向けて、メディアの一方的な性情報に流されないようにするため、性についての正確な情報の提供に努めます。
- ⑤働く女性の健康管理の促進に努めます。
- ⑥健康に対する自己管理の意識づくりと正しい知識の普及を図るための講座などを開催します。
- ⑦女性の健康をおびやかすH I V・エイズや性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。
- ⑧ライフサイクルに応じた女性の健康問題に、気軽に対応できる相談体制や情報の提供に努めます。
- ⑨プライバシーに配慮した保健・医療サービスを関係機関に要請します。

（２）リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の

考え方の普及促進

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の考え方には、「いつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと」などを、女性自身が女性の権利として決定することなどが含まれており、この視点にたった健康づくりの支援の取り組みを推進します。

施策の方向

- ①リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての講演・講座の実施に努めます。
- ②リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する資料や情報を収集し提供します。
- ③性の尊重や母性保護の重要性についての啓発に努めます。

（３）全ての人が安心して暮らせる体制づくりの促進

高齢者や障害のある人、外国人等全ての人が安心して暮らすために、社会全体で担う体制づくりを推進します。

施策の方向

- ①高齢者や障害のある人、外国人が抱える不安や悩みを解消するため、関係機関と連携しながら、相談・支援に努めます。
- ②自立した生活を送れるよう、さまざまな制度等の情報収集、提供に努めます。

（４）総合的な環境保全対策の推進

20世紀の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、廃棄物の増大、水質汚濁や大気汚染など、使用エネルギーの増大などにより、地球温暖化や酸性雨など、地球規模でのさまざまな環境問題が生じています。また、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの科学物質や放射能等により、人間の健康を蝕むだけではなく、「羊水の汚染」や「精子の減少」、「生殖機能の低下」など、生態系への影響も懸念されています。このような中で、女性の権利であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツを守るためには、市民一人ひとりが現実を認識し、地域におけるリサイクルの推進や家庭におけるライフスタイルの見直しを推進して環境保全を図ります。

施策の方向

- ①環境保全への意識を普及するための啓発活動に努めます。
- ②家庭や地域におけるリサイクルや環境保全活動を支援します。
- ③化学物質による健康の影響についての情報収集・提供・対策の推進に努めます。
- ④放射線に関するモニタリング調査を実施し、市民へ周知するとともに、安心・安全に関する情報提供に努めます。

基本的施策

2

子育て支援体制の充実

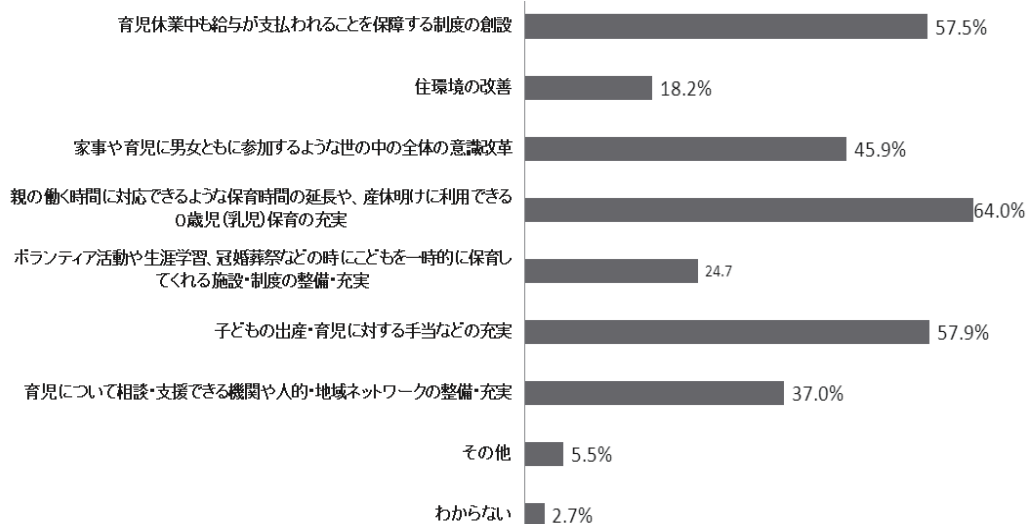
これまでの「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識から、子育てでもその多くを女性が担ってきましたが、女性の生き方の多様化や少子化、核家族化の進展などにより、子育ての環境が大きく変化しています。

さらに、インターネット等の普及により情報が氾濫する一方で、地域における交流が希薄化するなど、これまで地域や家族の中で受け継がれてきた子育てに関する知識や経験が、新たな世代に引き継がれなくなったことなどもあり、子育てに対して不安を感じる女性も少なくありません。

このようなことを改善していくためには、男女がともに子育てに対する責任を担い合うとともに、子育てに関する相談体制や支援などの充実を図っていく必要があります。

また、仕事を持っている女性が、子育ての期間中も働き続けることができるためには、男性の家事や育児の参画やライフスタイルに対応できる保育・放課後児童クラブの環境整備、地域での子育て支援の体制などの充実を図っていくことが必要であります。

あなたは、子どもを産みやすい・育てやすい環境づくりのためには、どのような施策が必要だと思いますか。



資料：登別市「男女共同参画に関する意識調査」（平成24年）

【解説】

※ 複数回答のため、比率の合計は100%を超える。

「働く時間に対応できる保育時間の延長や0歳児の保育の充実」が64%と最も多く、次いで「子どもの出産・育児に対する手当などの充実」が57.9%、「育児休業中も給与が支払われることを保障する制度の創設」が57.5%となっており、制度の充実や意識改革が必要と考える人が多く、ますます制度の充実や意識改革に向けた啓発をしていく必要がある。

（１）保育サービスの環境整備の促進

現在、市内には保護者が仕事などにより保育に預ける乳児、幼児を入所の対象としている保育所が5箇所あり、障害児保育や延長保育などとあわせた多様な保育サービスを提供しています。

平成17年7月から新たに0歳から2歳時の保育や一時保育を実施し、今後も、働く女性の増加や就業時間の多様化などの保育に対するさまざまなニーズに対応できるよう、環境整備の促進に努めます。

施策の方向

- ①乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育、一時保育などのニーズに合わせた保育の充実を図ります。
- ②広域保育の充実に努めます。
- ③保育所の施設整備と適正配置に努めます。
- ④世代間交流、異年齢交流、あそびの広場などの特別保育科目の充実に努めます。

（２）仕事と子育ての両立を促進するための環境の整備

男女が仕事と子育てを両立するためには、地域における子育て支援の拠点との相互援助活動が大切です。

また、就学児童に対しての児童館活動や放課後児童クラブの活動などにより、その健全育成の推進に努めます。

施策の方向

- ①仕事や家事をしながら子育てをしている人の社会参加を促進するため、ファミリーサポートセンター^{（注1）}などとの相互援助活動に努めます。
- ②児童館の整備や活動内容の充実を図ります。
- ③放課後児童クラブの設置の促進と活動の充実を図ります。

（注1）ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う市町村が設立する会員組織です。

（３）子育てに関する相談支援体制の整備

市内には、子育てに関する相談や助言、指導を行うとともに、保護者同士の交流や情報交換の場として、2箇所の子育て支援センターを設置し、子育て中のお父さん、お母さんを応援しています。

今後も、子育てについての悩みや不安を持つ保護者に対する相談支援体制の整備や、子どもたちがのびのび遊ぶことのできる環境の整備など、子育てに対する支援体制の一層の整備拡充に努めます。

施策の方向

- ①子育て支援センター機能の充実に努めるとともに、未整備地区への整備の拡大を図ります。
- ②児童館や公園など、子どもたちがのびのびと遊ぶことのできる環境の整備に努めます。
- ③子育てに関する相談や支援に対応するため、保育所・児童館・子育て支援センターなどの子育て支援機関の連携の強化を図ります。

（４）児童虐待等の防止対策の充実

追加項目

子どもに対する虐待は『子どもの人権を著しく侵害する行為』であります。

児童虐待等による深刻な被害や、いじめ・不登校等が社会問題となっており、要因の一つとして、低迷する経済情勢に伴う就労環境の悪化が家庭環境をいっそう複雑化し、子どもたちへの深刻な被害につながるとともに、子どもの心身の発達や人格形成にさまざまな悪影響を与えます。

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、地域全体で支援する取り組みを推進します。

施策の方向

- ①子育てに関する相談支援を図るとともに、保護者同士の交流・情報交換ができる環境の整備を図り、虐待の未然防止に努めます。
- ②児童虐待に関する法的制度などの周知を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ③保育所や学校、医療機関などとの連携を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ④被害を受けた子どもに対する相談・支援に努めます。
- ⑤防犯・安全対策を図り、犯罪等被害の未然防止に努めます。

第3章 計画の推進体制

この計画を実効性のあるものとして推進するために、国や北海道との連携を図りながら市民と行政が協力して、本計画を推進する体制を整備することが大切です。

1 市における推進体制の整備

本計画を推進するため、次のとおり推進体制を整備します。

（1）市内における推進体制

取組内容

- ①この計画を推進するため、副市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置します。
- ②市職員に対する男女共同参画意識を高めるため、情報の提供や研修の充実に努めます。

2 市民による推進体制の整備

本計画を実効性のあるものとするためには、計画の推進について市民の意見を反映していくことが大切であります。そのため、市民参画による推進体制を整備します。

（1）市民参画による推進体制

この計画を、市民の意見を反映させながら推進していくため、市民、事業者、市民団体などで構成する推進体制を整備します。

取組内容

- ①市民、事業者、市民団体などを構成員とする「男女共同参画社会づくり推進会議」を設置します。

（2）積極的な取り組みを行っている企業等のネットワークの形成

男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業や事業者との連携強化を図るとともに、情報提供等の支援を円滑に実施するため、これらの企業等のネットワーク化に取り組むことが大切です。

取組内容

- ① 男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の発掘とネットワークの形成に努めます。

（3）市民団体・NPOとの協力、連携の強化

市民全体で男女共同参画の取り組みを推進するためには、関係する市民団体やNPOとの協力や連携を強化していくことが大切です。

取組内容

- ①男女共同参画の取り組みを行っている市民団体やNPOとの情報交換やネットワーク化などを推進します。
- ②男女共同参画の取り組みを行っている団体等に対する情報の提供などの支援を推進します。

資料編

1. 登別市男女共同参画社会づくり推進会議委員
2. 日本国憲法（抜粋）
3. 男女共同参画社会基本法（抜粋）
4. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）
5. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）（抜粋）
6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）
7. 男女共同参画に関する国内外の主な動き
8. 相談窓口一覧

1. 登別市男女共同参画社会づくり推進会議委員

氏 名	構 成	備 考
東川 允	公 募	
安達 陽子	公 募	
合田 美津子	公 募	
千葉 洋子	公 募	副委員長
松平 孝子	公 募	
平田 節子	いぶり中央漁業協同組合	
千葉 早苗	国際ソロプチミスト登別	委員長
加地 麗子	伊達市農業協同組合登別支所	
鎌田 和子	のぼりべつ男女平等参画懇話会	
千葉 保	登別市校長会	
川村 孝子	登別市私立幼稚園協会	
鈴木 尚美	登別市社会福祉協議会	
田渕 純勝	登別市連合町内会	副委員長
垣内 登紀子	登別消費者協会	
清水 令子	登別商工会議所女性会	
古本 秀一	登別商工会議所青年部	副委員長
寺島 真一郎	登別室蘭青年会議所	
山口 富智子	プラタナス	
望月 一延	幌別中学校区・おやじの会	
松本 太志	連合北海道登別地区連合会	

（任期：平成23年4月1日から平成25年3月31日まで）

2. 日本国憲法（抜粋）

[交付 昭和21年11月3日]

[施行 昭和22年5月3日]

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

3. 男女共同参画社会基本法（抜粋）

[平成11年6月23日法律第78号]

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

4. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手

段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる

ものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (e) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる

ものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

5. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抜粋）

（男女雇用機会均等法）

[昭和四十七年七月一日法律第113号]

「最終改正：平成24年6月27日法律第42号」

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するもの

とする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

（調停の委任）

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。
(時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。
(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。
(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

[平成13年4月13日法律第31号]

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターと

しての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病に

かかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。))は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶

者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的^{しゅう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と

共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関

して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)(に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後

において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、

同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

7. 男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	世 界	日 本	北 海 道	登 別 市
昭和50年 (1975年)	6月 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 開催 6月 世界行動計画採択 12月 国際婦人の十年(1976～1985)決定	9月 婦人問題企画推進本部設置 9月 婦人問題企画推進会議設置 9月 婦人問題担当室設置		
昭和51年 (1976年)	4月 ILO婦人労働問題 担当室設置	4月 育児休業法施行(女子 教員・看護婦・保母を 対象) 6月 民法の一部を改正す る法律施行(離婚復氏 制度)		
昭和52年 (1977年)		1月 国内行動計画策定 10月 国内行動計画前期重 点目標決定 10月 国立婦人教育会館開 館		
昭和53年 (1978年)		1月 国内行動計画第1回 報告書発表	4月 「北海道婦人行動計 画」策定	4月 婦人センター開館
昭和54年 (1979年)	11月 国連婦人の十年エス カップ地域政府間準 備会議(於ニューデ リー)開催 12月 女子差別撤廃条約採 択			
昭和55年 (1980年)	7月 国連婦人の十年中間 世界会議(コペンハ ーゲン)開催 7月 後半期行動プログラ ム採択 7月 女子差別撤廃条約署 名式	5月 国内行動計画第2回 報告書発表 6月 女子差別撤廃条約へ の署名決定	4月 北海道婦人指導員配置 (14支庁、平成5年北 海道女性指導員に改称)	
昭和56年 (1981年)	9月 女子差別撤廃条約発 効	1月 民法及び家事審判法 の一部改正する法律施 行(配偶者の法定相続 分の引き上げ) 5月 国内行動計画後期重 点目標発表	10月 北海道婦人行動計画 推進協議会設立(昭和 62年北海道女性の 自立プラン推進協議 会に改称)	
昭和58年 (1983年)		12月 婦人少年問題審議会 婦人労働部会「男女雇 用機会均等法審議」中 間報告	10月 北海道婦人の十年中 間年全道大会開催(於 札幌市)	
昭和59年 (1984年)	3月 ナイロビ世界会議の ためのエスカップ地 域政府間準備会議 (於東京)開催	3月 総理府「アジア太平洋 地域婦人シンポジウ ム」開催	3月 「北海道の婦人」発行 5月 生活環境部道民運動 推進本部に青少年婦 人局を設置 8月 「北海道婦人行動計画 後期推進方策」策定	
昭和60年 (1985年)	7月 国連婦人の十年ナイ ロビ世界会議開催 7月 婦人の地位向上のた めのナイロビ将来戦 略採択	1月 国籍法及び戸籍法の 一部を改正する法律施 行(国籍の父母両系主 義等) 5月 男女雇用機会均等法 成立 6月 女子差別撤廃条約批 准	7月 ナイロビ世界会議N GOフォーラム参加 8月 北海道婦人問題研究 懇話会(昭和44年設 置)を「北海道女性会 議」に改組 10月 「女性さみっと2/2の 世界へ」開催	
昭和61年 (1986年)		2月 婦人問題企画推進会 議に替え婦人問題企画 推進有識者会議設置 5月 男女雇用機会均等法 施行 10月 国民年金法の一部を 改正する法律施行 (女性の年金権の 確立)		

登別市男女共同参画基本計画（第2次）
ーのぼりべつ・はぁもにいプラン21ー

年	世 界	日 本	北 海 道	登 別 市
昭和62年 (1987年)		5月 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	3月 女性会議から「北海道女性の自立プラン」答申 4月 「北海道女性の自立プラン」策定 11月 北海道婦人総合センター（仮称）建設構想策定 11月 「女性さみっとセカンドステージ」開催	
昭和63年 (1988年)			4月 生活福祉部に青少年婦人室を設置 12月 審議会等への女性委員の登用目標率20%に改定	
平成元年 (1989年)	12月 国連は1994年を国際家族年とすることを採択		10月 「'89女性さみっと」開催	
平成2年 (1990年)	5月 ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択	9月 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定		
平成3年 (1991年)		5月 育児休業法成立 5月 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	11月 北海道女性プラザ開設	
平成4年 (1992年)		4月 育児休業法施行 12月 婦人問題担当大臣任命	10月 「女性さみっと92in北海道」開催	
平成5年 (1993年)		1月 第1回婦人問題に関する全国女性リーダー会議開催 4月 中学校での家庭科の男女必修実施 6月 パートタイム労働法成立 12月 パートタイム労働法施行	4月 「青少年婦人室」を「青少年女性室」に改称	
平成6年 (1994年)	4月 「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議 9月 国際人口開発会議（於カイロ）開催	4月 高等学校での家庭科の男女共修実施 6月 男女共同参画室設置 6月 男女共同参画審議会設置 7月 男女共同参画推進本部設置	3月 「北海道の女性」発行	
平成7年 (1995年)	9月 「第4回世界女性会議」北京で開催	6月 「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	6月 「青少年女性室」を「女性室」に改組 8月 「北海道女性会議」を「北海道男女共同参画懇話会」に改組 10月 北海道男女共同参画推進本部の設置	
平成8年 (1996年)		12月 男女共同参画2000年プラン策定	11月 北海道男女共同参画懇話会から「新しい行動計画策定に向けての提言」を受理	登別市総合計画（1996年策定）に「女性も共に参画する地域社会をつくる」を位置づける
平成9年 (1997年)		6月 「男女雇用機会均等法」の改正	3月 「北海道男女共同参画プラン」策定 11月 「女性に関する意識調査」発行	4月 企画調整室に女性担当配置 6月 女性行政推進庁内連絡会議設置 12月 のぼりべつ男女共同参画懇話会の設立
平成10年 (1998年)		11月 男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」答申	9月 「北海道国際女性フォーラム」開催	11月 「男女平等についての意識調査」実施

登別市男女共同参画基本計画（第2次）
ーのぼりべつ・はあもにいプラン21ー

年	世 界	日 本	北 海 道	登 別 市
平成11年 (1999年)		6月 「男女共同参画社会基本法」施行 7月 「食料・農業・農村基本法」公布・施行	3月 「北海道の女性」発行	
平成12年 (2000年)	6月 国連特別総会女性2000年会議（於ニューヨーク開催）	9月 男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 12月 「男女共同参画基本計画」策定	11月 北海道男女共同参画懇話会から「男女平等参画に関する条例の制定に向けて」意見書	3月 のぼりべつ男女共同参画懇話会より提言書を受理
平成13年 (2001年)		1月 内閣府男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 11月 「育児・介護休業法」の一部改正	1月 「女性に対する暴力」実態調査報告書発行 4月 「北海道男女平等参画推進条例」施行 4月 女性室を男女平等参画推進室に改組 4月 北海道男女共同参画推進本部を北海道男女平等参画推進本部に改組 7月 北海道男女平等参画審議会設置	12月 男女共同参画社会づくり市民検討委員会設置
平成14年 (2002年)		2月 アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	3月 北海道男女平等参画基本計画策定 審議会への女性委員の東洋目標率30% 4月 北海道立女性相談援助センターで配偶者暴力相談支援センターの業務を開始 9月 男女平等参画推進室及び各支庁で配偶者暴力相談支援センターの業務の一部を開始 11月 「男女共同参画フォーラム in 北海道」開催	9月 登別市男女共同参画基本計画策定 10月 登別市男女共同参画推進会議設置 12月 男女共同参画社会づくり推進会議委嘱状交付 12月 登別市男女共同参画推進本部設置
平成15年 (2003年)		6月 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 7月 男女共同参画社会の将来像検討会開催 7月 第4回、5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 7月 次世代育成支援対策推進法成立	1月 「男女平等参画に関する意識調査」発行 6月 北海道男女平等参画審議会「男女平等参画の状況に関する指標の設定について」建議 12月 北海道男女平等参画推進本部「男女平等に関する指標及び参考項目」決定	
平成16年 (2004年)		4月 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 6月 配偶者暴力防止法改正（12月施行） 12月 同法に基づく基本方針の策定	2月 「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」発行 3月 「データでみる男女平等参画2004」発行 6月 「北海道男女平等参画チャレンジ賞」創設	
平成17年 (2005年)	2月 第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合（於ニューヨーク）開催	4月 改正育児・介護休業法施行 7月 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 12月 男女共同参画基本計画（第2次）策定 12月 女性の再チャレンジ支援プラン決定		1月 登別市男女共同参画社会づくり推進会議委嘱状交付

登別市男女共同参画基本計画（第2次）
ーのぼりべつ・はあもにいプラン21ー

年	世 界	日 本	北 海 道	登 別 市
平成18年 (2006年)		4月 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 5月 男女共同参画会議「少子化と男女共同参画に関する提案－仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする働き方の見直しについて」 6月 男女雇用機会均等法改正 6月 委託調査「女性の参画指数」 6月 東アジア男女共同参画大臣会合開催 12月 女性の再チャレンジ支援プラン改定	3月 北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定 4月 男女平等参画推進室を生活局参事に改組 4月 道立女性プラザの管理に指定管理者制度導入（指定管理者＝財団法人北海道女性協会） 11月「男女共同参画フォーラム in 北海道」開催	4月 登別市男女共同参画基本計画（第2次実施計画）策定
平成19年 (2007年)		2月 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会」設置 4月 改正男女雇用機会均等法施行 7月 配偶者暴力防止法改正 12月 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	2月 「北海道男女平等参画基本計画の改定について」諮問 6月 「北海道男女平等参画基本計画の改定について」答申	4月 登別市男女共同参画社会づくり推進会議委嘱状交付
平成20年 (2008年)		1月 改正配偶者暴力防止法施行 同法に基づく基本方針の改定	3月 第2次北海道男女平等参画基本計画策定	
平成21年 (2009年)			3月 「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	4月 登別市男女共同参画基本計画（第3次実施計画）策定 4月 登別市男女共同参画社会づくり推進会議委嘱状交付
平成22年 (2010年)		12月 男女共同参画基本計画（第3次）策定	4月 「生活局参事(男女平等参画)」を「くらし安全局くらし安全推進課(男女平等参画グループ)」に改組	
平成23年 (2011年)				3月 男女共同参画に関する市民意識調査実施 4月 登別市男女共同参画社会づくり推進会議委嘱状交付
平成24年 (2012年)				
平成25年 (2013年)				4月 登別市男女共同参画基本計画（第2次）策定

8. 相談窓口一覧（市と主な公的機関や団体が実施している相談窓口）

1 生活に関する相談

こんなとき	相談窓口	連絡先
【離婚、別居など】 女性が抱えるさまざまな問題を相談したいとき。	北海道立女性相談援助センター （要予約）	011-666-9955
【離婚、財産相続、雇用など】 さまざまな法律に関する問題を相談したいとき。 ※女性の弁護士が相談に応じます。	北海道立女性プラザ（要予約） 毎月第2・4水曜日 奇数月の第3水曜日	011-251-6349
【交通事故、金銭貸借、損害賠償、離婚など】 無料法律相談	市民サービスグループ（要予約）	85-2139
【訪問販売、クレジットカードトラブルなど】 消費生活相談	消費生活センター （市民サービスグループ内）	85-3491
	登別消費者協会	85-8307

2 女性に対する暴力や児童虐待などの人権擁護に関する相談

こんなとき	相談窓口	連絡先
【離婚、別居、夫やパートナーからの暴力など】 夫婦間の問題で相談したいとき	市民相談室 （市民サービスグループ内）	85-2139
	北海道立女性相談援助センター （要予約）	011-666-9955
	北海道立女性プラザ（要予約） 毎月第2・4水曜日 奇数月の第3水曜日	011-251-6349
	胆振総合振興局環境生活課 （配偶者暴力相談支援センター）	22-5286
	室蘭警察署	46-0110
	民間シェルター ウィメンズネット・マサカーネ	23-4443
性犯罪やストーカーなどについて相談したいとき	室蘭警察署	24-0110
児童虐待、子どもの養育について相談したいとき	室蘭児童相談所	44-4152
	子ども虐待相談室 （子育てグループ内）	85-6677
差別などの人権相談をしたいとき	札幌法務局室蘭支局	22-5111
	市民サービスグループ	85-2139
セクシャル・ハラスメントについて相談したいとき	厚生労働省北海道労働局雇用均等室	011-709-2715

3 子育て、教育に関する相談

こんなとき	相談窓口	連絡先
子どもを保育所に入れたいとき	子育てグループ	85-5634
子どもを幼稚園に入れたいとき	白菊幼稚園	85-2545
	白雪幼稚園	83-1162
	登別カトリック聖心幼稚園	85-2414
	リリー文化幼稚園	87-2211
育児不安や子育てについて相談したいとき	中央子育て支援センター	81-3715
	登別子育て支援センター	80-2772
	北海道立生涯学習推進センター 子育てカウンセリング（要予約）	011-261-4545
一時的な子どもの預かりや幼稚園、保育所への送り迎えなどの援助について相談したいとき	登別市ファミリーサポートセンター	85-0033
母子家庭の生活や子どもの育成について相談したいとき	子育てグループ	85-5634
いじめについて相談したいとき	いじめ相談室 （登別市教育委員会内）	85-0085
	北海道立教育研究所（要予約）	011-386-4520
	北海道立教育研究所 こども専用フリーダイヤル	0120-3882-56 （24時間対応）
	胆振教育局いじめ相談電話	22-6594

4 健康に関する相談

こんなとき	相談窓口	連絡先
健康に関する相談をしたいとき	健康推進グループ	85-0100
	女性の健康サポートセンター （胆振総合振興局内）	24-9846
妊娠等についての相談や母子健康手帳に関すること、育児に関する相談をしたいとき	健康推進グループ	85-0100
健康診査についてや病気の予防と健康増進のための相談をしたいとき	健康推進グループ	85-0100
	国民健康保険グループ	85-1771

5 就業に関する相談

こんなとき	相談窓口	連絡先
求人情報や就職について相談したいとき	室蘭公共職業安定所	22-8689
	登別市地域職業相談室 （ジョブガイドのぼりべつ）	81-5555
	ハローワークプラザ中島 （マザーズコーナー設置）	47-8103
	キャリアサポートのぼりべつ （登別市職業訓練センター内）	85-1450
職場内での男性との不平等な扱いを受けたとき	厚生労働省北海道労働局雇用均等室	011-709-2715
労働問題について相談したいとき	室蘭労働基準監督署	23-6131
仕事と家庭の両立支援や働く女性の能力開発に関する相談をしたいとき	（財）21世紀職業財団 北海道事務所	011-707-6198

6 介護に関する相談

こんなとき	相談窓口	連絡先
介護保険のサービスについて知りたいとき	高齢・介護グループ	85-5720
介護保険以外のサービスについて知りたいとき	社会福祉グループ	85-1911
	高齢介護グループ	85-5720
	登別市社会福祉協議会	88-0860
	地域包括支援センターゆのか	88-2106
	地域包括支援センターあおい(愛桜)	83-0511
	地域包括支援センター「けいあい」	82-5005
高齢者や家族の悩みや虐待について相談したいとき	北海道高齢者総合相談・虐待防止センター	011-251-2525

7 仕事と子育ての両立のための相談

こんなとき	相談窓口	連絡先
母性健康管理、仕事と家庭の両立、セクシャルハラスメント、仕事における男女差別、育児・介護休業、男女雇用機会均等法に関する相談をしたいとき	厚生労働省北海道労働局雇用均等室	011-709-2715
子育てをしながら仕事を探しているとき	ハローワークプラザ中島（マザーズコーナー設置）	47-8103
子育てと仕事の両立を図れるよう日常生活に関することや、健康の保持増進などを相談したいとき	母子家庭等就業・自立支援センター	83-7047

8 障がいに関する相談

こんなとき	相談窓口	連絡先
障害者手帳の交付や手当、給付、助成、サービスについて知りたいとき	障害福祉グループ	85-3732
	登別市総合相談支援センター ^{えん}	86-0707
	登別市社会福祉協議会	88-0860
	年金・長寿医療グループ	85-2137
障害者虐待について相談したいとき	障害福祉グループ	85-3732
障害者の年金と共済について知りたいとき	年金・長寿医療グループ	85-2137
	障害福祉グループ	85-3732

9 男女平等参画に係る北海道の施策についての苦情や申出

こんなとき	相談窓口	連絡先
男女平等参画に係る北海道の施策についての苦情やセクシャル・ハラスメント、女性への暴力、その他性別を理由とするあらゆる差別的な取り扱いなど、男女平等参画を阻害すると認められることに関する申出をしたいとき	北海道環境生活部くらし安全局道民生活課(男女平等参画グループ)	011-232-4820
	胆振総合振興局環境生活課	24-9572



登別市男女共同参画基本計画（第2次） のぼりべつ・はぁもにいプラン 21

2013 年（平成 25 年）4 月策定

発 行：登別市

☎059-8701 登別市中央町6丁目11番地

☎0143-85-2139

ホームページ：http://www.city.noboribetsu.lg.jp

E-mail：simin_danjyo@city.noboribetsu.lg.jp

発行日：平成 25 年 4 月

編集・発行：登別市市民生活部市民サービスグループ

「のぼりべつ・はぁもにいプラン 21」とは、同計画第1次計画策定にあたった、男女共同参画社会づくり市民検討委員会において名づけられた愛称です。

「はぁもにい」とは、お互いに調和し、響き合うこと。

